



岡崎公園

写真/小野 亜紗梨

## 目次

令和4年度納税表彰式の開催	1
事業報告	2~3
中学生の「税についての作文」、 「税に関する高校生の作文」入賞者	4
中学生の「税についての作文」 優秀作品3編	5~7
京都府京都東府税事務所・ 京都市市税事務所からのお知らせ	8~9
左京税務署からのお知らせ	10~11



「左京納税だより」では、表紙を飾る作品(写真)を納税協会会員の皆様から募集しています。なお、募集方法については、左京納税協会ホームページ(<https://www.nk-net.co.jp/sakyo/>)に掲載しています。皆様のご応募をお待ちしています。



まつり屋の  
大安

本店 / 平安神宮東 TEL: 075-761-0281 FAX: 075-771-8756  
<https://www.daiyasu.co.jp>

創業元禄二年



聖護院ハッ椿総本店

京都市左京区聖護院山王町六 電話075(761)5151

# 令和4年度 納税表彰式

令和4年度納税表彰式は、11月17日(木) ウェスティン都ホテル京都において、左京税務署・公益社団法人左京納税協会・左京納税貯蓄組合連合会の三者共催により盛大に挙行されました。

受表彰された方々は、納税協会又は納税貯蓄組合連合会の役員として、組織の拡充、正しい税知識の普及など、多年にわたる活動を通じて、納税道義の高揚に大きく貢献された方々であり、ここに深く敬意を表しますと共に心からお慶び申し上げます。

式典終了後、「中学生の税についての作文」において、「全国納税貯蓄組合連合会優秀賞」を受賞された京都府立洛北高等学校附属中学校3年 山本 奏慧さんに賞状が授与され、ご家族ほか多数の式典参加者が見守る中、「支え、支えられて生きる」と題する受賞作品の素晴らしい朗読が行われました。



令和4年度受表彰者一覧 (敬称略)

### 左京税務署長表彰

朝田 華美 小林 剛一 小湊 直樹

### 公益社団法人 左京納税協会長感謝状

小田 秀文

### 近畿納税貯蓄組合総連合会长感謝状

高橋 正人

### 公益社団法人 左京納税協会会長表彰

出石 篤 小山 薫堂 三原 邦亮

### 左京納税貯蓄組合連合会长表彰

大槻 真裕 関口 恵造



納税協会の「新営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。  
「会員を守りたい」という思いをつないで50年、これからも会員のみならず共に歩み、事業の継続をサポートしてまいります。

**DJIDO 大同生命保険株式会社**  
京都支社/  
京都府京都市中京区烏丸通三条下ル船場町595-3  
(大同生命京都ビル) TEL 075-231-5341

**AIG AIG損害保険株式会社**  
京都支店/  
京都府京都市下京区五条通大宮南門町480  
(富士火災京都ビル) TEL 075-371-2111



「もしもの時の企業防衛に」「企業の様々なリスクに備えて」  
企業も個人も保険のこと、何でもご相談下さい。

《納税協会の福祉制度》AIG損害保険・大同生命保険 取扱代理店

**株式会社 ゼネラル・サービス**  
☎ 075-255-7467

中京区御池通富小路西南角 松下町135-3 コスモンティ 1F



事 業 報 告



10月5日(水) 署長講演会

◆左京税務署 渡邊恭宏署長「税のよもやま話」



10月5日(水) 常任理事会

◆納税表彰式及び会員拡大策の審議



10月13日(木) 消費税研修会

◆免税業者対象 「インボイス制度への対応」  
講師：左京税務署担当官



10月19日(水)  
改正法人税法・インボイス制度説明会



11月8日(火) 労務管理セミナー

◆「これだけは知っておきたい労務管理のキーワード」  
講師：社会保険労務士 山岡 真弓氏



白川本店

TEL(075)711-4151  
〒606-8266  
京都市左京区北白川久保田町1番地

すべては1杯のおいしいコーヒーの為に  
株式会社ワールドコーヒー  
<http://www.world-coffee.co.jp/> TEL(075)314-2255

超精密加工で明日をひらく



株式会社 山岡製作所  
代表取締役 山岡 靖尚

本社工場  
京都府城陽市平川横道93  
TEL(0774)55-8500 FAX(0774)53-7873  
URL <http://www.yamaoka.co.jp>

## 8月25日(木) 青年部会「山本本家」様へ企業訪問

青年部会15名は、銘酒「神聖」や「松の翠」で知られる伏見の老舗酒蔵、「山本本家」様の酒蔵へ訪問しました。

当日は、取締役 山本晃嗣様のご紹介により、酒造りの現場を実際に見学させていただきました。杜氏さんの案内で、製造工程の一つ一つや、酒造りのこだわり等のお話を交え貴重なお話を聞かせていただきました。

その後は、蔵元直営の日本酒に合う鶏料理専門店の「鳥せい本店」様で意見交換会が和やかに開催されました。

山本本家様には、大変お世話になり、厚くお礼申し上げます。



## 11月1日(火) 青年部会署長講演会

◆左京税務署 渡邊恭宏署長 「税のよもやま話」



## 9月28日(水) 左京納税貯蓄組合連合会役員会、作文審査会

◆納税表彰式、中学生の「税についての作文」事業の審議

◆中学生の「税についての作文」応募作品 1,026 編の第一次審査を経た上位 18 編の審査



竹を使った装飾と葬祭用品 製造・販売

株式会社 **岡村竹材**

本 社 〒606-8111 京都市左京区高野泉町40-19  
TEL (075) 791-0800 FAX (075) 721-7701  
東京支店 〒135-0031 東京都江東区佐賀1丁目10-2  
TEL (03) 3820-0251 FAX (03) 3820-0351  
茨城支店 〒319-0202 茨城県笠岡市下郷4446-7  
TEL (0299) 37-6789 FAX (0299) 37-6790



創業157年  
株式会社 **岡野組**



建築工事及び土木工事における  
・調査・開発・企画(技術提案含む)・設計・監理・施工  
・上記一連のコンサルティング業務  
・リフォーム、メンテナンス業務・不動産売買、仲介業務

京都本社 〒606-8344 京都市左京区岡崎円勝寺町85番地の4  
他、大阪営業所、香知山営業所、山科機材センター、落石倉庫

## 中学生の「税についての作文」の入賞者

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が共催する中学生の「税についての作文」に、左京区内の各中学校から1,026編の作文の応募があり、以下の方々が入賞されました。

(敬称略)

表彰区分	氏名	学校名	学年	題名
全国納税貯蓄組合連合会優秀賞	山本 奏慧	洛北高校附属	3	支え、支えられて生きる
大阪国税局長賞	舟木 資	近衛	3	古都の未来を考える
近畿税理士会長賞	杉本 真之介	東山	3	権利と義務のバランス
左京税務署長賞	北村 奈々	洛北	3	楽曲「悪ノ娘」の主人公リリアンヌは何を間違えたのか?税金と国民の生活
	水野 優芽	ノートルダム女学院	3	「税逃れ」を通して税に思うこと
左京区租税教育推進協議会長賞	久保 心音	大原小中学校	9	私の生活と税金
	稲畑 日向子	ノートルダム女学院	3	インボイス制度について
京都府京都東府税事務所長賞	佐川 はな	近衛	3	届くべき人に届く税金
左京区長賞	—	下鴨	3	母を救った魔法
京都市市税事務所長賞	今井 元道	洛北	3	たばこ税の意外な支え
近畿税理士会左京支部長賞	増井 千鶴	洛北高校附属	3	ふるさと納税と京都市
左京納税協会長賞	安立 ひとみ	岡崎	3	税の歴史
左京納税貯蓄組合連合会長賞	永井 一秀	修学院	3	なぜ税を納めなければならないのか
	滝村 葵	京都文教	3	税で支え合う
	—	—	3	知る事

注)掲載同意された方のみ掲載しています。

## 京都市立岡崎中学校が全国納税貯蓄組合連合会感謝状を受贈

岡崎中学校は、中学生の「税についての作文」募集を通じて、納税道義の高揚に寄与されており、その顕著な実績に対して令和4年10月31日付で全国納税貯蓄組合連合会長より感謝状が受贈されました。

## 「税に関する高校生の作文」の入賞者

国税庁が募集した「税に関する高校生の作文」へ左京区内の各高等学校から873編の作文の応募があり、以下の方々が入賞されました。

(敬称略)

表彰区分	氏名	学校名	学年	題名
京都府租税教育推進協議会長賞	井上 侑宇人	洛北	1	祖父の最期を支えてくれた税金
京都府京都東府税事務所長賞	今井 野々香	北稜	1	森林と税
京都市市税事務所長賞	平岡 花菜	京都文教	2	演劇における増税の影響
近畿税理士会左京支部長賞	津田 昌門	洛北	1	パナマ文書から考える納税の大切さ
左京納税協会長賞	福山 和実	京都精華学園	2	多様な税
左京税務署長賞	畑埜 千聡	洛北	1	今だからこそ必要な支援
	廣内 小夏	洛北	1	税は何のために?誰からもらう?
	北口 美古都	洛北	1	税について知ってるの?
	津邨 美里	京都精華学園	2	税金について
	樋口 結衣	北稜	1	消費税の意義
京都市左京区租税教育推進協議会長賞	三浦 圭以	洛北	1	税がもたらすもの
	出野 詩音	洛北	1	身近な税金
	加藤 雅	洛北	1	将来につながる税!
	江崎 愛咲香	京都精華学園	2	税について

注)掲載同意された方のみ掲載しています。



## 全国納税貯蓄組合連合会優秀賞

「支え、支えられて生きる」

洛北高等学校附属中学校 3年 山本 奏慧

今日も、父の帰宅が遅い。職場を出るときにいつも「これから帰る」と LINE を送ってくれる父だが、最近「ごめん、まだ会社」というメッセージが届く。父を心配しながら、私は母と二人で先に夕飯を済ませる。食卓での話題は今日もコロナについてが多い。

私の両親はそれぞれ福祉と教育の業界で働くいわゆるエッセンシャルワーカーだ。新型コロナウイルスが流行し始めてからこれまで、父も母も仕事が減ることはなく忙しく働いている。父は高齢者や病気を抱える人の生活を支える在宅介護、母は障がいを持つ子どもたち向けに発達支援の仕事をしている。父も母も「利用者の人や子どもたちのために、サービスを提供し続けなければいけない」と話している。

同時に両親がよく言っているのが、「仕事がなくならないことへの安心」だ。福祉・教育業界で働く人の収入が高くはないことを嘆ぐこともある両親だが、コロナ禍であっても給料が減ったりボーナスがなくなったりしたことはなく、それはとてもありがたいことなのだそうだ。私自身、コロナによって制限が多い毎日とうんざりすることもあるけれど、両親の職や収入について不安に思ったことはなく、それは確かにありがたいことなのだと思う。

そんな両親の仕事の収益源となっているのが税金であることを最近知った。介護保険法、障害者総合支援法といった法律によって介護や発達支援の仕事は成り立っており、事業の報酬は税金から払われている。つまり、わが家の家計は税金で支えられているのだ。これまでは消費税や住民税など税金というと「払われるもの」というマイナスイメージを抱いていたが、自分の生活が税金によって成り立っていることをコロナ禍で認識することになった。

先日、わが家に市から「おうえん割引クーポン」という市内のお店で飲食や買い物に使える割引券が届いた。第七波が来る直前に、クーポンを使って家族で久しぶりに外食をした。家族で食べた料理はとてもおいしかったが、店内にお客さんは少なく店の経営は大変だろうと感じた。

帰り道、両親と「地元のお店が続くようにまた家族で食べに来よう」と話した。この割引クーポンも市民が払う税金をもとに作られている。私たちは税金を介して支え合いながら生活しているのだな、ということを感じた日だった。

新型コロナの先行きは不透明でこの先どうなるかふと不安になることもある。しかし、税金という支えがあることは安心材料にもなっていると思う。これからも、税金に支えられていることに感謝しながら、自分も支える側でありたいと思っている。



MURANAKA ACCOUNTANT'S OFFICE  
村中税理士事務所

税理士 村中 研治  
税理士 村中 平治

〒606-8081 京都市左京区修学院大林町13番地の4  
TEL.075-721-6111 FAX.075-711-3515



直営店

本店 (洛北・大原)  
清水店 (東山・清水坂)  
祇園店 (四条花見小路)  
三学院前店 (大原・三千院門前)  
ボルク店 (京都駅地下街)

龍伏き立てごほん土井

京都大原本店  
祇園店  
京都駅八条口店

龍伏き立て御飯土井 PLUS ONE KYOTO

SUINA室町店

志ば漬の里

土井忠ば漬本舗

〒601-1251 京都市左京区八瀬花園町41  
TEL.075-744-2011 FAX.075-744-2017  
<https://top.doishibazuke.co.jp/>

## 大阪国税局長賞

### 「古都の未来を考える」

近衛中学校 3年 舟木 資

私が住む京都市は、三方を山に囲まれ、美しい河川に恵まれた山紫水明の地だ。「千年の都」の象徴である寺社には国内外から観光客が訪れ、街には常に活気があふれている。私は幼い頃から住むこの町が大好きだ。

しかし、京都に大きな危機が迫っていると知ったのは令和三年の春、テレビの情報番組でのことだった。京都市が深刻な「財政難」、つまり、教育や医療などの公共事業に必要な資金が不足する状態に陥っているという。長い間住んでいて考えたこともなかったのに、私はとても驚いた。そして、この財政難を解決し、誰もがずっと先まで安心して暮らせる地域をつくるために何ができるのだろうか、と考えた。

市の歳入の多くは、私たち市民が納める税金によって成り立っている。中でも、市民に広く課税される「住民税」と、土地や建物に課税される「固定資産税」の割合が大きい。しかし、京都市内に多い寺社は固定資産税の課税対象外で、税収不足の一因となっている。加えて、京都市は学生が人口の一割を占める「学生の街」であるため、住民税の納税義務者が少ない。そこに、コロナ禍の観光客激減による「宿泊税」の減収が重なり、私たちの市は危機的な財政状態に陥ったのである。

では、財政難の解決に向けて何をすればよいだろうか。まず多くの人考えるのは各種税率の引き上げだろう。状況に応じて税率を引き上げることで市の税収は改善し、財政難は解決する。しかし、本当にそれでよいのだろうか。税金は言うまでもなく私たち市民のお金だ。帳尻を合わせるために、市民の意見を聴かず一方的に税制度を変更することはあってはならないと思う。寺社に対して固定資産税の課税を行うべきだという意見もある。私自身の意見としては、寺社も土地や建物を所有しているのだから、一般市民と同じように固定資産税を納めるべきだと思う。しかし、寺社には寺社の考えがあるのだろう。コロナ禍で参拝客が激減し、市と同じように財政難に苦しんでいるかもしれないのである。

こうして考えると、税制度の一つをとっても「絶対的な正解」は存在しないものだと感じた。より多くの人納得できる税制度を整備するためには、市が様々な立場からの意見をよく聴き、利点・欠点を徹底的に議論して決めることが不可欠だ。

私たちにも同じことが言える。私の両親も「京都市は税金が高い」と、よく口にする。もちろん、そういった声は紛れもない事実であろう。しかし、地域の財政について理解した上で、意見に折り合いをつけていくことが最も大切だと思う。

この難局を乗り越え、「古都・京都」の未来を明るいものとするためには、市民一人ひとりが「当事者意識」を持って生活する必要がある。私もこの難局を「自分事」と捉え、活発に意見を出していきたいと改めて感じた。



住 宅	マンション	社 屋	信頼し、信頼されて、 そしてまた新しい信頼の輪が広がる  創業 112 周年  <b>NOGUCHI</b>
医療・福祉 施設	工 場 施設	倉 庫	
店 舗	<b>野口グループ</b> <b>野口建設株式会社</b> 京都市左京区田中大塚町 214 TEL: 075-781-9131 FAX: 075-781-7865 <a href="https://www.kirin-g.jp/">https://www.kirin-g.jp/</a>		



計測とメカトロモシステム化する

  
 パワーコンディショナー

  
 鉄道車両組立ライン

  
 イメージセンサー検査装置


**応用エンジニアリング株式会社**

京都工場 嵯峨野平川中津屋 61-1 / 高木工場 / 舞鶴工場 / 船場原工場

## 近畿税理士会長賞

### 「権利と義務のバランス」

東山中学校 3年 杉本 真之介

税についての授業で中世フランスにあったかえる税というのを知りました。かえるの音がうるさくて眠れない領主のために領民が交代で夜に水面をたたきかえるを黙らせるという、労働で払うとでもおもしろい税です。僕は「なぜかえるの音をうるさいと思っていない領民までそんな労働をする義務があるのか」と思いました。母に話すと「領民は有事の際に領主に守ってもらう必要があるから、自分の保障のためのメリットがあるから、領主から受ける恩恵があるからだ」と言われました。シンプルですがこれ以上納得できる理由はありません。領民だけで安定した生活を送り続けられる社会なら領主なんて存在はなかっただろうし、有事の際に領民を守れない領主なら領民はこんな馬鹿げた労働に時間を割いて領主の言う事を聞かないと思います。

権利には必ず義務がともない義務には必ず権利がともないです。納税は国民としての最低限の権利を得るための最低限の義務だとは理解できます。ただ、僕は、その権利と義務のバランスが同じであるべきだと思うのですがそれはすごく難しいです。僕には先天性の疾患があり、人と同じ生活を送るだけでも高額な医療費がかかるので、アメリカの様に公的医療保険制度がない国に住んでいたら家庭の収入の範囲内ではやっていけないし日本に生まれていなければ疾患すらわからずにとっくに死んでいたかもしれません。僕が税について学んで心配になったのは、自分が健康な人よりも多くの恩恵を受けていて、果たしている義務以上の権利を受けているから不公平だと思われる対象になるのではという事です。

実際に僕は所得税や資産税の様により経済力のある人に負担を大きくして格差を少なくする事に否定的な意見を持っていました。高い所得を得たり多くの資産を持つに至るまでは必ず人並み以上の努力や投資があるはずなのに、なぜそれをしていない人に分配しなければいけないのか、アリとキリギリスの話の最後にアリが蓄えた食料を分けてキリギリスを助ければ、キリギリスは次の夏も働かないに決まっていると思うからです。やがて不公平感を募らせたアリの勤労意欲も下がり全員がキリギリスの生活を望む事になるととても危険なシステムのように感じます。キリギリスだらけの社会で格差をなくすには全体の保障の質を落とすしかない事をわからせるため、ある程度「果たした義務に相当する受けられる権利」の格差は必要だと思います。

だから僕は全ての個人が選択して消費した分にだけ課される消費税の増税に反対するべきではないと思います。これ以上理にかなって平等な税が他にあるでしょうか。安定した税収である消費税、自分も納めている消費税が、恩恵の面で少しひけ目を感じていた社会保障制度を支えていると知り安心しました。学習とは社会を知る権利でもあり社会を担っていくための義務でもあるのだと思います。

ご昼食、御宴会、お泊まりは

国際観光旅館 聖護院御殿荘へ  
支店 旧坂東屋

庭園足湯あります(昼～夜)

御料理、宿泊とも全て前日までの御予約で賜ります  
京都市左京区聖護院中町15番(市バス熊野神社前下車すぐ)  
電話(075)771-4151・FAX(075)761-5555  
URL <http://www.gotenso.com>

 **ISHIDA**

はかりしれない技術を、世界へ。

株式会社イシダ [www.ishida.co.jp](http://www.ishida.co.jp)

本社 京都市左京区聖護院山王町44 〒606-8392 TEL 075-771-4141



事業者のみならずへ

個人住民税の特別徴収の実施をお願いします。

京都府と京都府内全ての市町村は、原則として、全ての事業者を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底しています。

また、近畿全ての府県と市町村が、個人住民税の特別徴収の徹底に向けた取組を進めています。

■個人住民税の特別徴収とは

従業員の方の個人住民税(市町村民税・府民税)を事業者の方が毎月の給与のお支払いの際に、所得税と同様に給与から差し引いて徴収(特別徴収)し、市町村へ納入していただく制度です。

地方税法第321条の4及び各市町村の税条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則として全て特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

■特別徴収の事務

所得税の源泉徴収と異なり、給与から差し引く額は従業員の方がお住まいの市町村から通知されます。したがって、**所得税のような税額計算や年末調整は不要です。**

■特別徴収のメリット

これまで納付書により年四回納めていた従業員の方は、

- ・金融機関等へ納税のために出向く手間を省くことができ、納め忘れがなくなる。
- ・年12回に分けて納付されるので、1回当たりの負担額が少なくて済む。など、便利な制度です。

特別徴収の方法による納税のしくみ



○お問い合わせ先

京都府税務課 課税・電算係  
京都市市税事務所 法人税務担当

電話 075-414-4433  
電話 075-213-5246

京都市からのお知らせ

～事業用資産をお持ちの方へ～

「償却資産」の申告について

■償却資産(※)には、土地・家屋と同様に固定資産税が課税されます。京都市内で事業をされている方は、**償却資産の申告をお願いします。**詳しくはホームページをご覧ください。

※償却資産…減価償却の対象となる事業用の資産です。ただし、家屋、自動車等として課税されているものは除きます。

申告期限：令和5年1月31日(火)

電子(eLTAX) 又は 郵送 での早期申告にご協力ください。

※申告(修正申告を含む)が申告期限(令和5年1月31日)を過ぎた場合、納税通知書の送付が遅れることがありますので、ご了承ください。

※正当な事由がなく申告されていない場合は、過料が科されることがあります。

お問い合わせ：京都市行財政局税務部資産税課 償却資産担当 (TEL075-213-5214)  
〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566 番地の1  
井門明治安田生命ビル5階

※市税事務所・区役所・支所・出張所等では受け付けておりません。

申告書類のダウンロードなど

京都市 償却資産

検索



便利です!  
来庁不要の電子申告!

京都市 eLTAX

検索



国民年金基金

人生100年時代の“プラス年金”

- 掛金は全額所得控除
- 公的年金控除の対象
- 自由なプラン設計

資料請求、お問い合わせは

0120-65-4192

京都市中京区烏丸通三茶下ル徳源屋町  
595 番地3 大田生命京都ビル6階

全国国民年金基金 京滋支部



南禅寺  
http://www.ta-fu.co.jp





## 京都府からの お知らせ

## ■ スマートフォン・タブレット端末を使った キャッシュレス納付について

注意事項(ご利用の前に、必ずお読みください。)

- 領収証書の発行はできませんのでご注意ください。
- 納税証明書が必要な場合は、最寄りの府税事務所・広域振興局等へお問い合わせください。
- 納付後すぐに納税証明書が必要な場合は、次の①～③のいずれかの方法をお願いします。
  - ① 府税事務所・広域振興局等の窓口で現金で納付後、納税証明書交付請求
  - ② 金融機関、コンビニエンスストア等で現金で納付後、府税事務所・広域振興局等の窓口で領収証書を持参し、納税証明書交付請求
  - ③ スマートフォン等でクレジットカード納付の手続完了後、府税事務所・広域振興局等の窓口で納税証明書交付請求
- 金融機関、コンビニエンスストアや府税事務所の窓口等でのクレジットカード及びスマートフォン決済アプリの提示による納付はできません。
- 納付手続完了後に納付を取り消すことはできません。
- 納付できるのは、税額が30万円以下の納付書に限ります。
- 納付書1枚ごとの手続となります。口座振替のように一度の手続で次回(来年度)以降の府税を引き落とすものではありません。

### ● クレジットカード・ネットバンキング ご用意いただくもの

コンビニ収納用  
バーコードが印字  
された納税通知書  
(納付書)



上記ロゴのあるクレジットカード

ネットバンキング対応の銀行口座

※ネットバンキング対応の金融機関については、以下のURLよりご確認ください。  
[https://ssl.f-regi.com/payeasy/bank\\_list.cgi](https://ssl.f-regi.com/payeasy/bank_list.cgi)

#### 納付可能期間

- 納税通知書(納付書)に記載されている「**コンビニ取扱期限**」までです。  
※期限当日の23:30までに納付手続を完了していただく必要があります。

#### 納付方法

- 納税通知書(納付書)とクレジットカードをお手元に用意し、カメラ機能のあるスマートフォン・タブレット端末から**京都府税納付サイトにアクセスしてください。**
- 京都府税納付サイトのアクセス方法

京都府税 クレジット

検索



#### システム利用料(手数料)について

● 税額の他に1件につき、次のシステム利用料(手数料)がかかります。

##### ● クレジットカード決済

納付金額	システム利用料(税込)
1円～10,000円	110円
10,001円～20,000円	220円
20,001円～30,000円	330円
30,001円～40,000円	440円
40,001円～50,000円	550円

以降納付金額が10,000円増えるごとに、110円(税込)加算されます

##### ● ネットバンキング決済

納付件数	システム利用料(税込)
1件	110円

定額となり、納付金額によりシステム利用料は変わりません

※システム利用料は、京都府の収入ではありません。  
※理由にかかわらずシステム利用料はお返しできません。

### ● スマートフォン決済アプリを利用した納付

※システム利用料(手数料)はかかりません。

ご利用いただける3種類のアプリ・・・LINE Pay 請求書支払い、PayPay請求書払い、au PAY(請求書支払い)

LINE Pay 請求書支払い

PayPay

au PAY

※LINE Payはタブレットからはご利用になれません。

#### 納付可能期間

- 納税通知書(納付書)に記載されている「**コンビニ取扱期限**」までです。  
※期限当日の23:30までに納付手続を完了していただく必要があります。

#### 納付方法

- コンビニ収納用バーコードが印字された納税通知書(納付書)をお手元に用意し、**利用するスマートフォン決済アプリをスマートフォンにインストールし、器高をチャージした上でご利用ください。**納付方法については、京都府ホームページをご覧ください。
- 京都府ホームページのアクセス方法

京都府税 決済アプリ

検索



■ お問い合わせ先

京都府京都東府税事務所 管理課 (075)213-6320

# 便利な納付方法をご利用ください！

キャッシュレス

## ダイレクト納付



e-Taxを利用している方や  
源泉所得税を納付している源泉徴収義務者の方

こんな方におすすめ！

ご自宅やオフィス等からe-Taxにより申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座から、即時又は納付日を指定して、**口座引落しにより納付**することができます。

- ☝ ◎ ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始を行った上、ダイレクト納付利用届出書を提出していただく必要があります。個人の方は、e-Taxによる提出も可能です。
- ◎ 届出書の提出からご利用可能まで1か月程度（e-Taxでの提出は1週間程度）かかります。

キャッシュレス

## 口座振替による納付



所得税や消費税の申告書を  
毎年提出する個人事業主の方

こんな方におすすめ！

事前に指定した納税者ご自身名義の預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に、**口座引落しにより納付**することができます。

- ☝ ◎ ご利用に当たっては、事前に税務署又は希望する預貯金口座の金融機関へ振替依頼書を提出していただく必要があります。e-Taxによる提出も可能です。
- ◎ インターネット専用銀行等の一部の金融機関や、インターネット支店等の一部の店舗では利用できない場合がありますので、利用の可否については、取引先の金融機関へお問い合わせください。

キャッシュレス

## クレジットカード納付



時間を気にせず利用したい方や  
インターネットを利用している方

こんな方におすすめ！

パソコンやスマホから「国税クレジットカードお支払サイト」(<https://kokuzei.noufu.jp>)へアクセスし、所定の項目を入力することで**クレジットカードによる納付**ができます。

- ☝ ◎ 納付税額に応じた決済手数料がかかります。
- ◎ 「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続きが完了すると、その納付手続きの取消しはできません。
- ◎ 金融機関やコンビニ、税務署の窓口では、クレジットカードによる納付はできません。

キャッシュレス

## インターネットバンキング等からの納付



インターネットバンキング  
を利用している方

こんな方におすすめ！

インターネットバンキングやATM等から納付できます。

- ☝ ◎ ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続きが必要です。

## コンビニ納付（QRコード）



近くにコンビニがある方や  
インターネットを利用している方

こんな方におすすめ！

パソコンやスマホから、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」及び「コンビニ納付用QRコード作成専用画面」等で作成・出力した「QRコード」をコンビニのキオスク端末に読み取らせることで、バーコード（納付書）を出力し、**コンビニのレジで納付**することができます。

※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- ☝ ◎ 利用可能なコンビニは、ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ（いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ）、ファミリーマート（「マルチコピー機」端末設置店舗のみ）となります。
- ◎ 利用可能額は、バーコード（納付書）1枚につき30万円以下となります。

詳細は、国税庁ホームページ「国税の納付手続」をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm> 右のコードからもアクセスできます。



# 事業者の方へ



消費税の  
インボイス  
制度

# 登録申請受付中!

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。  
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

## 登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!!



- ✓ 「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- ✓ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。  
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

### 全国どこからでも誰でも参加可能な オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行ってまいります。



説明会サイトへ▶

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。  
【専用ダイヤル】0120-205-553 (無料)  
【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ▶



### インボイス制度って何?

インボイス制度ってどんな制度なん?

インボイス制度は、事業者が納付する消費税を正しく計算できるように、売手が買手に正しい「消費税率」と「消費税額」を伝えるためにできた制度やねん。

売手がインボイスを発行しなかったら、買手はどうなるん?

仕入税額控除が制限されるから、売手と買手で事前に相談したほうがええで!

売手  
(インボイス発行事業者)



売上税額  
10,000円  
(10%)

インボイスにより、税率と税額の  
認識を一致させる



仕入税額  
10,000円  
(10%)

買手  
(課税事業者)



#### ポイント

令和5年10月から「インボイス」を発行するためには、原則、令和5年3月末までに登録申請書を提出して「インボイス発行事業者」になることが必要です。

なお、提出期限間際には多数の申請が予想され、登録まで時間を要するおそれがあるので、早めに申請し、登録を受けることをお勧めします。